

事務連絡
平成23年3月31日

各都県水道行政担当部局長 殿

厚生労働省健康局水道課長

(お願い) 水道水中の放射性物質の検出結果の報告について

福島第一原発の放射性物質漏えい事故に伴い、放射性物質の検出検査を実施していただいているところですが、情報提供いただいた測定結果を整理し、公表させていただくことになりました。

検査主体が文部科学省、都道府県、水道事業者に関わらずご報告頂いた測定結果は公表対象としておりますので、貴管下内の水道事業者及び水道用水供給事業者（いずれも大臣認可含む）の測定結果に遺漏がないか確認していただき、下記によりご回答願います。

震災対応をはじめ、多忙な時期で恐縮ですが、ご協力よろしくお願い申し上げます。

なお、平成23年3月21日付け及び平成23年3月25日付け事務連絡「水道水中の放射性物質のモニタリング調査結果の提供等について（依頼）」において依頼している飲食物摂取制限に関する指標値を超える値が測定された時等については、引き続き、速やかな情報提供をお願い申し上げます。

記

調査対象

貴管下内の水道事業者及び水道用水供給事業者（いずれも大臣認可含む）

確認事項

- 1 市町村名（検査実施の有無にかかわらず、すべての市町村が記載されていること）
- 2 よみがな
- 3 検査実施の有無
- 4 水道事業者名
- 5 検査主体
- 6 試料の採水場所
- 7 備考
- 8 検査機関名
- 9 原水の種類

1 0 摂取制限

1 1 放射線量

提出方法

- ・エクセルファイルをそのまま圧縮せず、添付して回答ください。
- ・エクセルのファイル名は、「(日付け(西暦下二桁月日))(都道府県名).xls」に変更してください。シート名は変更しないようお願いします。(例)「110331 県.xls」
- ・変更がない場合は回答を要しません。

回答期限、方法等

期 限：平成 23 年 4 月 1 日（金）12:00 及びそれ以降毎日 12:00（平日に限る。）

方 法：電子メール

提出先：suidougijutsu@mhlw.go.jp

照会先

厚生労働省健康局水道課技術係

電話 03-3595-2368（直通）

E-mail：suidougijutsu@mhlw.go.jp